

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 46 号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成 5 年岩手県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社会福祉施設等 社会福祉士又は介護福祉士が業務を行う施設で次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設その他の施設で規則で定めるもの</u></p> <p>ウ <u>知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の施設で定めるもの</u></p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社会福祉施設等 社会福祉士又は介護福祉士が業務を行う施設で次に掲げるものをいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター</u></p> <p>ウ <u>知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生相談所</u></p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ <u>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設その他の施設で規則で定めるもの</u></p> <p>キ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。